

## 神戸交通労働組合本部との交渉議事録

1. 日 時：令和4年5月26日（木）18：45 ～ 19：00
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：（当局）職員課長、職員係長  
（組合）書記長、書記次長
4. 議事要旨：別紙のとおり

## 1. 地下鉄乗務員の仕業表の変更について

【当局】 今回のダイヤ改正に伴う乗務員の仕業表の変更について提案させていただく。  
仕業数については、西神・山手線の平日は46仕業から変更はないが、土休日は39仕業から43仕業に変更する。

時間外勤務時間については、西神・山手線の平日は合計1,242分(平均27.0分)から合計1,032分(平均22.4分)とし、土休日は合計894分(平均22.9分)から合計254分(平均5.9分)とする。

平均乗務距離については、西神・山手線の平日1仕業あたりで175.4kmから173.2kmとし、土休日1仕業あたりで174.7kmから158.0kmとする。

実施時期は、ダイヤ改正にあわせて、令和4年6月10日とする。

【組合】 5月17日の対局交渉において、今回のダイヤ改正は、ホームドアの増設による所要時間の延長に伴い実施するとの説明であったが、土休日の仕業について、なぜ増加しているのか。

【当局】 経営計画2025の内容も踏まえて、今回については、土休日の仕業を見直し、時間外勤務を縮減することにしたので、ご理解いただきたい。

【組合】 提案内容については持ち帰り、当該支部と協議する。

## 2. 地下鉄隔勤勤務者の勤務時間の見直しについて

【当局】 今回のダイヤ改正に伴い、最終電車の西神中央駅到着が約1分遅くなることから、隔勤勤務者の勤務終了時間を見直す。

具体的な各所属の勤務時間の見直しの内容については、提案資料のとおりである。実施時期は、ダイヤ改正にあわせて、令和4年6月10日とする

【組合】 今回のダイヤ改正により、最終電車の到着時間がさらに遅くなり、隔勤勤務者の睡眠時間に影響を及ぼしており、本来であれば単純に見直すという提案ではすまないことを認識していただきたい。

## 3. 運輸事務職員・運輸技術職員の行政転任について

【当局】 運輸事務職員・運輸技術職員については、選考時に「転任すると、一般事務職員・一般技術職員へは転任できません。」と公告しており、これまで人事委員会が実施する転任選考への受験を認めていなかったところである。

しかし、このたびの転任選考においては、新たに交通事務区分が新設された。交通事務職員は、一定期間の現場経験を経て、交通事業運営にかかる業務に従事する職員であることから、現在の運輸事務職員・運輸技術職員がその経験を活かせるものであり、今後、交通事務区分に限り転任選考の受験を認めることとしたい。

なお、大卒の転任選考は、申込期限を過ぎており、対象者には個別に十分に説明を行い、手続きを進めているところである。

提案が事後になったことはお詫び申し上げる。

- 【組合】 運輸事務職員や運輸技術職員の大卒者に受験資格を設けることにより、職員  
の選考の幅も広がるため、提案内容については問題ないと考えますが、交通事務  
区分に合格した職員の研修についてはどうするのか。
- 【当局】 在職する職種に応じて必要な研修を実施するよう検討している。
- 【組合】 提案内容については、持ち帰り協議する。